

主な監査の種類

定期監査	財務に関する事務の執行や、経営に係る事業の管理に関し、予算の執行、工事の執行等が適正かつ効率的に行われているかについて、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて監査を行うものです。
	【根拠法令】地方自治法第199条第4項
隨時監査	監査委員が必要であると認めるとき、定期監査に準じて実施する監査をいいます。
	【根拠法令】地方自治法第199条第5項
行政監査	監査委員が必要であると認めるとき、定期監査などの財務以外の行政事務全般について監査を行うものです。
	【根拠法令】地方自治法第199条第2項
財政援助団体等監査	監査委員が必要と認めるとき、または自治体の長から要求があるとき、自治体が財政援助を与えている団体、出資団体、借入保証団体、信託の受託者、公の施設の指定管理者に対して監査を行うものです。
	【根拠法令】地方自治法第199条第7項
決算審査	毎年度、自治体の長から審査に付された決算書およびその他の関係書類の係数を確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査するものです。
	【根拠法律】地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項
例月出納検査	会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査するものです。
	【根拠法令】地方自治法第235条の2第1項